## ２ 指針策定にあたって

（１）指針策定の趣旨

少子・高齢化や急速な情報化の進展などにより、私たちを取り巻く環境や社会情勢は、急激な変化を遂げています。これに伴い、人権に関する課題も複雑多様化するとともに、新たな人権課題も生じています。

一人ひとりの人権が尊重された社会の実現に向け、人権課題に対する教育及び啓発、相談・支援体制の充実に、市民・民間団体・企業等と協働し、より一層取り組んでいくことが求められています。

こうしたことから本市では、「防府市人権施策推進審議会」の意見を基に、また、これまでに実施した「人権に関する意識調査」の結果も踏まえ、このたび新たに「防府市人権推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定し、本市の人権に関する施策の総合的な推進を図ることとしました。

（２）指針の性格

本指針は、人権施策の推進に関し、県指針の基本理念を踏まえつつ、総合的な本市の施策推進の方向性や方策を示す、基本指針としての性格をもちます。

ア　「防府市総合計画」を始め、本市の分野別計画等とも密接な関係をもたせ、本市の人権施策の方向性や、人権教育・人権啓発を総合的に推進するための方策を示すものです。

イ　人権が尊重されるまちづくりに向け、連携した取組を行うため、市民をはじめ、団体や企業などに対して本市の人権施策の推進方向を示すものです。